

役員退職手当等支給規程

役員退職手当等支給規程

昭和63年4月1日制定

平成24年4月1日改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益法人 北海道家畜畜産物衛生指導協会（以下「協会」という。）の役員退職手当等支給に関し、必要な事項を定める。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当の支給は、常勤役員が退職したとき（死亡の場合はその遺族）に支給する。

(退職手当の支給基準)

第3条 退職手当の算定基礎額は、役員報酬規程に基づく退職時の報酬年額とする。

(期間の計算)

第4条 在職期間の計算は、役員に就任した月から退任した月までの在職年月数とする。

(支給額の計算)

第5条 退職手当の支給額は、第3条の算定基礎額の1/2の額に、別表の在職年月数に応ずる支給率を乗じた額とする。

(功労金の支給)

第6条 役員在職期間中、特に功労顕著なもの、及び会長が特に必要と認めるときは、理事会の議を経て、特別功労金を支給することができる。

また、在職期間中、協会の業務に関連して疾病又は傷病を受け、不具・廃疾(又は死亡)してその職を退任したときも同様とする。

(退職手当等の引当)

第7条 役員退職手当等にあてるため、毎年度末相当額の引当をするものとする。

(その他)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

付 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表

退職給与支給率表

勤続 年数	支 給 率	勤続 年数	支 給 率	勤続 年数	支 給 率
1	1.00	11	13.00	21	26.00
2	2.10	12	14.00	22	28.00
3	3.20	13	15.00	23	30.00
4	4.30	14	16.00	24	31.00
5	5.50	15	17.00	25	32.00
6	6.80	16	18.00	26	34.00
7	8.10	17	19.00	27	35.00
8	9.40	18	20.00	28	36.00
9	10.70	19	22.00	29	37.00
10	12.00	20	24.00	30	38.00

支給基準

1. 支給額の最高限度を本俸月額38カ月分とする。
2. 上表の勤続年数間（月数別）の支給率は、勤続年数にかかわる両年の支給率の差の12分の1の値に、その月数を乗じて得た値を、低い年数の支給率に加えて算定するものとする。